

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月にA会社に入社し、平成〇年〇月に会社Bに出向した後、平成〇年〇月にC市所在の会社D（以下「会社」という。）C工事センターに出向し、電力ケーブルの接続業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日から、E県E市所在の会社F支店が受注したG県H市での電力ケーブル敷設工事（工期：平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日）において現場作業員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日午前7時50分頃、宿泊していたH市内のホテル自室で死亡しているところを発見された。

死体検案書の直接死因欄の傷病名は「内因性くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の発症及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の発症及び死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会的事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 当審査会としても、被災者は本件疾病を発症し、死亡に至ったものであると判断することが相当であり、その発症時期は、平成〇年〇月〇日午前であったものと判断する。
- (2) 被災者が発症した本件疾病は、厚生労働省労働基準局長が業務上外の判断をする際に定めている「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）の対象疾病であり、当審査会としてもその取扱いは妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 被災者が発症直前から前日までの間において「異常な出来事」に遭遇した事実は認められない。
- (4) 短期間の過重業務については、発症前1週間の総労働時間数は41時間であり、発症前日と前々日に休日が確保されており、その他の心身への負荷要因は認められないことから、被災者が発症前おおむね1週間において特に過重な業務に従事したとは認められない。
- (5) 長期間の過重業務については、発症前1か月間の時間外労働時間数は37時間45分、発症前2か月間ないし6か月間における月平均時間外労働時間数の最長は発症前2か月間の62時間7分であり、業務と発症との関連性が強いと評価できる80時間に至っておらず、その他の心身への負荷要因は認められないことから、被災者が発症前おおむね6か月間において、特に過重な業務に従

事したとは認められない。

(6) 被災者の基礎疾患については認められない。

(7) 以上のとおり、被災者の本件疾病の発症については、「異常な出来事」への遭遇、短期間の過重業務及び長期間の過重業務のいずれも認められないことから、業務上の事由によるものとは認められない。

(8) 請求代理人は、被災者が発症後直ちに救急搬送されていたら救命されていた可能性が十分あったとし、被災者が出張先で一人部屋に宿泊するという勤務体制に内在する危険が現実化したものであり、治療機会喪失という見地から被災者の死亡は業務上のものといえる旨主張している。

しかしながら、治療機会の喪失とは、多忙な業務等により、すでに認識されていた疾病について治療する機会を得ることができない場合をいうものと解されるところ、被災者の場合は、本件疾病の発症時にその発見が遅れたというものであり、治療機会の喪失という概念にて把握すべきものではない。また、被災者は宿泊施設内で本件疾病を発症して死亡したものであるが、当該宿泊先での滞在は長期にわたっており、宿泊自体を業務であったということができないことも明らかである。さらに、仮に被災者が本件疾病の発症後直ちに救急搬送されていれば救命されていた可能性が十分にあったとの請求代理人の主張についても、これを根拠づける十分な資料があるとは判断できないものである。

3 以上のとおりであるので、被災者の発症及び死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。